

【水道加入から水道使用開始までの流れ】

水道加入のお手続きについては以下の流れとなります。

給水装置工事については、市が指定する**鉾田市指定給水装置工事事業者**（以下、指定工事店）が行うこととなっています。加入者から指定工事店へ水道工事の依頼をしていただき、指定工事店が加入者に代わり水道課への水道加入申請などの手続きをします。

※鉾田市指定給水装置工事事業者は、鉾田市水道課ホームページで確認することができます。

①水道工事依頼＜加入者⇒指定工事店＞

給水装置工事は加入者から指定工事店へ直接依頼していただきます。

②水道加入申込み＜加入者・指定工事店＞

指定工事店から水道課に申請するにあたり、必要書類に加入者等の署名・押印が必要となります。

③水道加入申請書類を水道課へ提出＜指定工事店⇒水道課＞

水道加入金は口径によって金額が異なります。

審査検査等手数料（道路占用申請が必要な場合） 5,000円

審査検査等手数料（道路占用申請が不要な場合） 3,000円

④給水装置工事＜指定工事店＞

加入金納入後、水道メーターを出庫します。

水道メーターを出庫した日から水道料金が発生します。

⑤工事完了後、竣工検査の実施＜水道課・指定工事店＞

建物の引渡し前に竣工検査を水道課と指定工事店で実施します。

検査内容：水質検査（残留塩素・p h測定）、目視検査（色濁・臭気）

水圧検査（1 分間）

⑥給水開始

水道メーターの検針は、2カ月に1回の隔月検針（奇数月）を行います。水道メーターを定期的に確認することで節水や漏水等の予防対策になりますので、定期的な確認をお勧めします。

また、水道の配管工事や漏水した場合は、鉾田市指定給水装置工事事業者に連絡して、改造・修繕工事をする必要があります。（お客様から指定工事店へ連絡し、指定工事店が水道課へ報告書を提出します。）

改造・修繕工事は利用者から直接、指定工事店へ依頼していただくことになり、工事費用はお客様の自己負担となります。

【水道メーターで家の漏水を確認する方法】

- (1) 水道の蛇口を全て閉める。
- (2) 水道メーターボックス内にある丸いフタを開ける。
- (3) 右図の水道メーターの銀色のコマ（パイロット）を確認する。



少しでもパイロットが回転していると、漏水の可能性あります。

ただし、貯水タンク等を設置している場合は、上記の方法では確認できないことがあります。

※漏水している場合は「銚田市指定給水装置工事事業者」に修理を依頼してください。